



島根県報

平成28年 4 月 26 日 (火)

号外 第 104 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県吏員恩給条例第39条の2第2項の年金たる給付等を定める規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 2

【訓 令】

島根県職員の職務発明等に関する規程の一部改正 (管 財 課) 3

公布された条例等のあらまし

◇島根県吏員恩給条例第39条の2第2項の年金たる給付等を定める規則の一部を改正する規則（規則第68号）

1 規則の概要

- (1) 厚生年金保険法等の改正に伴う規定の整理（第1条関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県吏員恩給条例第39条の2第2項の年金たる給付等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 4 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第68号

島根県吏員恩給条例第39条の2第2項の年金たる給付等を定める規則の一部を改正する規則

島根県吏員恩給条例第39条の2第2項の年金たる給付等を定める規則（昭和56年島根県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「この号及び第10号」を「この条」に、「もの及び」を「もの並びに」に改め、「支給されるもの」の次に「並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この条において「平成24年法律第63号」という。）附則第35条第1項の規定により読み替えられた法律第115号の規定により支給されるもの及び平成24年法律第63号附則第59条第1項（同条第2項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用を受けることにより支給されるもの」を加え、同条第5号中「国家公務員等共済組合法（）」を「平成24年法律第63号第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（）」に改め、「昭和33年法律第128号」の次に「。以下この号において「平成24年改正前法律第128号」という。」を、「組合員期間」の次に「（当該退職共済年金の受給権者が、法律第115号に基づく老齢厚生年金の受給権を有する場合において、法律第115号第2条の5第1項第2号に規定する第二号厚生年金被保険者期間を有するときは、当該組合員期間と当該第二号厚生年金被保険者期間とを合算して得た期間とする。）」を加え、「並びに同法」を「並びに平成24年改正前法律第128号」に、「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（）」を「平成24年法律第63号附則第97条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（）」に改め、「昭和33年法律第129号」の次に「。以下この号において「平成24年改正前法律第129号」という。」を加え、「同法第22条第1項」を「平成24年改正前法律第129号第22条第1項」に、「同法第49条」を「平成24年改正前法律第129号第49条」に、「同法第27条」を「平成24年改正前法律第129号第27条」に改め、「以下」の次に「この号において」を加え、同条中第13号を第15号とし、第8号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、同条第7号中「私立学校教職員共済組合法（）」を「平成24年法律第63号第4条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（）」に、「組合員期間」を「加入者期間（当該退職共済年金の受給権者が、法律第115号に基づく老齢厚生年金の受給権を有する場合において、法律第115号第2条の5第1項第4号に規定する第四号厚生年金被保険者期間を有するときは、当該加入者期間と当該第四号厚生年金被保険者期間とを合算して得た期間とする。）」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号中「地方公務員等共済組合法（）」を「平成24年法律第63号第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（）」に、「。第11章を除く」を「。以下この号において「平成24年改正前法律第152号」という」に改め、「組合員期間」の次に「（当該退職共済年金の受給権者が、法律第115号に基づく老齢厚生年金の受給権を有する場合において、法律第115号第2条の5第1項第3号に規定する第三号厚生年金被保険者期間を有するときは、当該組合員期間と当該第三号厚生年金被保険者期間とを合算して得た期間とする。）」を加え、「並びに同法」を「並びに平成24年改正前法律第152号」に、「地方公務員等共済組

合法の長期給付等に関する施行法（」を「平成24年法律第63号附則第101条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（」に改め、「昭和37年法律第153号」の次に「。以下この号において「平成24年改正前法律第153号」という。」を加え、「同法第36条第1項」を「平成24年改正前法律第153号第36条第1項」に、「同法第52条」を「平成24年改正前法律第153号第52条」に、「同法第59条」を「平成24年改正前法律第153号第59条」に、「同法第66条」を「平成24年改正前法律第153号第66条」に改め、同号を同条第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 平成24年法律第63号附則第65条第1項の規定に基づく退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる同項に規定する地共済組合員等期間の月数が240以上であるものに限る。）及び障害共済年金

第1条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 平成24年法律第63号附則第41条第1項の規定に基づく退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる同項に規定する国共済組合員等期間の月数が240以上であるものに限る。）及び障害共済年金

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

島根県訓令第17号

本 庁
地方機関

島根県職員の職務発明等に関する規程（平成16年島根県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成28年 4 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第16条中「支払い」を「支払」に改める。

第17条第1項中「支払い」を「支払」に、「60日」を「3か月」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成28年 4 月26日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の島根県職員の職務発明等に関する規程第17条第1項の規定による異議の申立てであって、この訓令の施行前にされたこの訓令による改正前の島根県職員の職務発明等に関する規程（以下「改正前の訓令」という。）第5条第1項の規定による認定、改正前の訓令第5条第2項若しくは第6条の規定による決定、改正前の訓令第11条の規定による費用の支払の決定又は改正前の訓令第12条若しくは第13条の規定による補償金の支払の決定に係るものについては、なお従前の例による。